

「超高齢化社会」における 財産の管理にいまから備える。

これまで税理士の瀬戸英晴氏に相続税対策について伺ってきた。
今回は相続税対策ができないケースの認知症問題に有効な手段として、
老後と財産を守る「家族信託」のことを教えてもらった。

●特別監修：税理士法人 福岡中央会計



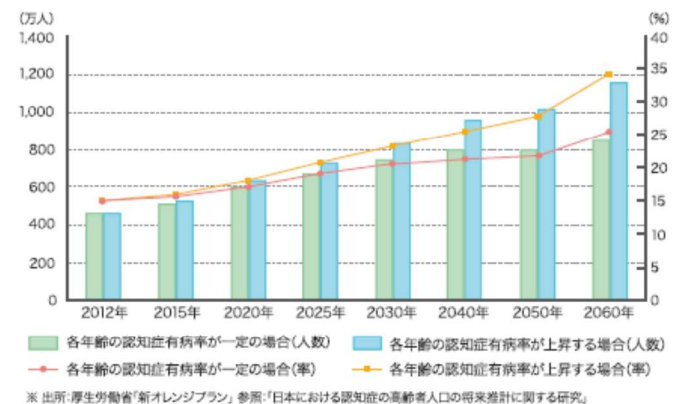
税理士法人 福岡中央会計
所長税理士 / 瀬戸英晴氏

**財産を残す方の意思を形にするため
認知症前に知っておきたい「家族信託」。**

現代の日本が抱える問題のひとつに「超高齢化社会」がある。その深刻さは年々増すばかりで、決して他人事ではない身近な問題。高齢化に関する統計調査では、2025年に認知症の高齢者が、すべての高齢者の5人に1人に達する見込みだという。認知症予備軍を含めると、現時点で4人に1人もいわれている。高齢者が安心して次世代に財産を残せるよう、超高齢化社会に向けた制度変更を上手に利用したいところだ。

認知症といえは「成年後見人制度」を思い浮かべる人が多いだろう。しかしながら、これにすでに認知症になってしまった方の権利を保護する制度で、その方の財産は裁判所によって厳格に管理されるため、節税対策などを打つことは不可能になってしまう。「成年後見人制度で悔しい思いをしたご家族の例をいくつ

【日本における認知症の高齢者人口の将来推計】



も見てきました。そんなケースに有効なのが「信託です」と瀬戸氏。

「信託」とは、委託者が自己の財産を信頼できる人(受託者)に託し、特定の人(受益者)の利益のために、その財産を管理または処分させること。今回は投資や営利を目的とした信託ではなく、一般に「家族信託」と呼ばれる家族の老後の財産管理について考えたい。

**財産を守る選択肢はひとつではない。
細かな制度設計のためにも早めの行動を。**

2007年に信託法が大改正され、同時に行われた税制改正によって、信託がとも身近な存在になった。例えば、賃貸不動産を所有する高齢な父と適切な判断のできる子の間に信託契約を結んだとする。その場合、受託者である子は賃貸物件の大規模修繕を行ったり、売却したりすることが可能。そして委託者である父は自身を受益者に指定することで、不動産物件から得られる収益を老後の生活資金として確保できる。さらに、受益者である父が死亡した場合の「相続の順序付け」を信託契約に盛り込み、信託後30年先の相続まで財産

を残す人を指示することもできる。

あらかじめ財産を管理・運用する人と、収益を受け取る人を指定しておくことで、たとえ認知症になっても、親の意思を反映させることができるのが「家族信託」。しかし、親の意思が家族の意向と相反するものであれば上手な使い方はいえない。争いの火種になることを、親もわざわざ望まないだろう。「相続人の利益バランスを上手にとった信託契約を結ぶことができれば、認知症対策だけではなく、争続回避策としても使うことができます。また、年月が経過して環境が変化した時に備え、契約そのものを変更する手続きも信託契約に盛り込んでおくことも忘れてはなりません」。

また、「家族信託」とは異なるが、信託を活用した相続税対策として挙げられるのが、1500万円まで非課税となる「教育資金贈与信託」や、1000万円まで(結婚資金は300万円まで)非課税となる「結婚・子育て支援信託」。これらは金融機関に財産を委託してしまうため、融通の利かない制度のような印象を受けるかもしれませんが、判断能力のあるうちに財産を次世代に残すための堅実な制度と捉えるべきではないでしょうか。節税メリットよりも、むしろこちらの方に着目すべきだと思います。

次世代に財産を残すための選択肢がいくつもあることを知り、早めにそれぞれの事情に適したプランを専門家と練ることが、さまざまなケースを想定した細かな制度設計へと繋がるだろう。

